

令和8年6月10日宣告

令和7年（わ）第289号、第422号

主 文

被告人を拘禁刑4年に処する。

未決勾留日数中150日その刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、

第1 平成25年2月5日千葉地方裁判所において住居侵入、窃盗罪により懲役2年10月（平成27年11月17日刑執行終了）に、平成29年6月6日同裁判所において窃盗、住居侵入罪により懲役2年6月に、令和3年2月24日宇都宮地方裁判所において常習累犯窃盗罪により懲役2年10月に各処せられ、いずれもその頃前記各刑の執行を受けたものであるが、更に常習として、

1 令和7年9月2日午後3時9分頃、静岡県富士宮市（住所省略）所在の株式会社A店において、同店店長B管理の焼豚1点（販売価格496円）を窃取した。

2 同年12月5日午前9時38分頃、同県駿東郡（住所省略）所在のC駐輪場において、同所に駐輪中のD所有の自転車1台（時価約1000円相当）を窃取した。

第2 令和7年9月2日午後3時10分頃、前記A店入口付近において、被告人の逃走を阻止しようと、手で被告人のバッグをつかんでいたE（当時66歳）に対し、同バッグを引っ張って振り回し、同人を引き倒す暴行を加え、よって、同人に加療約10日間を要する右側頭部打撲傷、右肘打撲傷の傷害を負わせた。

第3 令和7年9月22日に常習累犯窃盗、傷害罪により、静岡地方裁判所沼津支部に起訴され、富士宮警察署留置施設に勾留中の未決の者であるが、同年12月5日午前1時15分頃から同日午前2時5分頃までの間に、診療護送されて同警察署警部補Fほか1名の看守の下入院していた静岡県伊豆の国市（住所省略）所

在のG病院A棟7階12号室において、前記Fらの隙をついて、同室の窓から同室外に出て雨樋を伝い降りるなどして同棟外に逃げ出して逃走した。

(事実認定の補足説明)

1 被告人は、第1の1につき焼豚を盗んでいない旨、第2につきバッグを引っ張られたのでひったくりの被害に遭ったと思い振り回した旨供述し、弁護人も、第1の1につき被告人は窃取行為に及んでおらず、第2については誤想防衛を主張するので、以下検討する。

2 Eの供述について

(1) 保安警備員であるEは、概ね以下のとおり供述する。

被告人は、精肉コーナーで品定めした焼豚を買い物かごに入れて移動し、飲料水等が陳列された通路に入っていくと、体の前でかばんを抱え、その下に買い物かごを持ち、右手でかばんの中に焼豚を入れた後、アイス等を選んで買い物かごに入れ、レジで買い物かごの中のものだけを精算し、店外に出た。被告人に近づいて声を掛けると、被告人は立ち止まって振り返り、私から離れようとしたので、逃げられると思い、被告人のかばんのひもの部分をつかんだところ、被告人が強く引っ張ってきて勢いよく振り回され、私はよろけて転んでしまった。被告人と店長代理と共に店内に入ると、被告人が水産コーナーの棚に焼豚を投げ入れるような形で置いたのを、私のすぐ後ろにいた店長代理が回収した。バックヤードに入り、事務所の椅子に被告人を座らせ、店長代理が机の上に焼豚を置いた。焼豚は売られているままの未開封の状態です。値引きシールがついていた。店長代理と話をしている間にふと見たら机の上に焼豚がなく、被告人が机の下でごそごそ何かをやっていたのでのぞき込むと、被告人が焼豚のビニールを破り、焼豚はボロボロになっていた。被告人から焼豚を取り上げて机の上に置くと、半額シールは剥がされていた。

(2) 信用性について

Eの供述のうち、被告人やE、店長代理のHの行動に関する部分は防犯カメラの映像と概ね整合する。Eは、保安警備員として20年以上の経験を有し、

万引き犯への声掛けは商品の棚取りや隠匿、精算せずに退店したことのすべてを確認してから行うようにしていたところ、本件当日も、被告人のかばんのファスナーが開いていたことから隠匿の可能性もあると考え、棚取り等の各時刻をスマートフォンのスクリーンショットで撮影して記録するなどしており、意識的に観察していたと認められる。Eの視力は裸眼で両目とも1.2はある上、被告人との間に視界を遮るものはなく、視認状況に特段問題はみられない。供述内容に不自然、不合理な点も見当たらない。

また、Eの供述はHの供述とも概ね一致する。すなわち、Hは、被告人が水産の売場の冷蔵ケースの上に置いた焼豚を回収した、その焼豚は未開封で目立つところに半額の割引シールが貼ってあった、バックヤードで被告人の前のテーブル上に焼豚を置き、いったん部屋から出て警察に電話をかけ、中から手を拭くものが欲しいと言われたので振り返って見ると被告人の手が汚れており、焼豚の封が切られて商品が取り出され、半額の割引シールは剥がされていた、などと供述する。Hの矯正視力は1.0ほどで、本件当日も眼鏡をかけており、視認条件に問題はうかがわれず、立場や関係性等に照らして虚偽を述べる理由や動機も見当たらない。供述内容に不自然な点はなく、信用できる。

この点、弁護人は、Eには被告人が万引き犯であるという強い思い込みがあったなどとしてその供述の信用性に疑問を呈し、縷々主張するが、独自のストーリーに基づくもので、採用の限りではない。

以上によれば、Eの供述は信用できる。

### 3 被告人の供述について

被告人は、焼豚は数日前に定価で購入し、家から食べながら持ち歩いていたものであるが、どこかで落としてしまい、事務所に持ってこられた際に半額シールが貼ってあった、見ればわかるくらい食べて欠けており、それを示すためにパッケージを大きく裂いたなどと供述する。

しかしながら、そもそも、焼豚を食べながら持ち歩いたり、後に何者かが半額シールを貼るなどという供述内容自体が不自然かつ不合理であるし、上記2のと

おり信用できるE及びHの各供述のとおり、被告人らがバックヤードに入るまで、本件焼豚は未開封で半額の割引シールが貼られた状態であった。そして、本件焼豚の賞味期限は事件当日であったところ、Hによれば、半額の割引シールを貼るのは賞味期限の最終日であり、4月から事件当日までの売上げデータ中に本件焼豚の販売履歴は存在しない（この点に関し、Hは販売履歴のデータを踏まえて合理的な説明をしており、信用性に特段の問題はない。）。

これらによれば、被告人の供述は信用できない。

4 以上のとおり、信用できるEの供述によれば、被告人は被害店舗で本件焼豚を盗んだものと認められる。そうであれば、被告人は、追いかけてきてバッグのひもを掴んだEがひったくり犯ではなく、焼豚を万引きした被告人の逃走を阻止しようとした被害店舗関係者であることは当然に認識したといえるから、誤想防衛の主張は理由がない。

よって、判示のとおり的事实を認めた。

（量刑の理由）

本件は、被告人がスーパーマーケットにおいて焼豚を万引きし（第1の1）、逃走を阻止しようとして被告人のバッグをつかんだ保安警備員を振り回すなどして傷害を負わせた事案（第2）と、起訴後勾留中に病院から逃走した事案（第3）、その逃走中に自転車を盗んだ事案（第1の2）である。

第1の1についてみると、万引きに係る被害額は多額ではないものの、被告人は窃盗に係るものだけでも7件の前科を有しながら犯行に及んでおり、非難の程度は重い。保安警備員が負ったけがは比較的軽微なものにとどまったとはいえ、バッグを引っ張って振り回すなどした態様は危険である。その上、被告人は、勾留中に入院していた際、警察官の隙をついて逃走しており、周辺住民に与えた不安感等、第3の犯行が周囲に及ぼした影響は大きい。

そのほか、自転車は被害者に還付されたことや、逃走及び自転車盗については事実を認めていることなども考慮し、主文の刑を定めた。

（求刑－拘禁刑5年）

令和8年6月10日

静岡地方裁判所沼津支部刑事部

裁判官 明日利佳